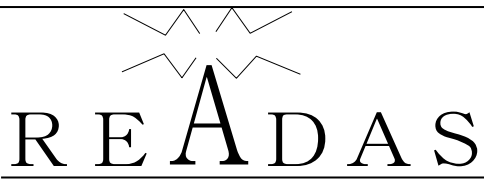


第 6098 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年12月7日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 👉 自家用車の借上料

**Q**：当社では、営業車を購入する代わりに、社員の車を借りて営業しようと思っています。この場合に社員に支払う車の借上料や駐車場代はどのように取り扱われますでしょうか？

**A**：次のように取り扱われます。

### 【解説】

#### ①借上料

所得税では、給与所得者が勤務する場所を離れてその職務を遂行するための旅行に通常必要であると認められる費用は非課税とされています。

ご質問の場合、従業員の所有する自家用車を使用し、会社が自家用車の借上料として支給した場合でも、借上料の算定が会社業務に使用した走行距離を基礎とするなどその金額に合理性があれば、その借上げに通常必要であると認められる部分（ガソリン代及び走行距離に応じた借上補償料等の実費弁償的な金額）については、給与として課税されることはないものと思われます。

#### ②駐車場代

従業員の自家用車の駐車場代については、会社がその自家用車を借上げるか否かにかかわらず、本来、その所有者である従業員が負担すべきものです。したがって、会社が従業員に対し、駐車場代という名目でその全部又は一部を支払っていた場合でも、それは給与として課税されることとなります。

